

受け入れ対象年齢の条件付き引き下げについて

【概要】

本件は、岩手県内及び盛岡圏域における重症心身障がい児（者）及びそのご家族の現状のニーズを鑑み、当院が今後の入所相談または受け入れを実践していくべく、条件を設けた上で受け入れ対象となる患者の年齢を引き下げるものです。

【対象年齢の引き下げ】

対象年齢は、以下のように変更致します。

変更前：20歳以上の成人

変更後：16歳以上の児童及び20歳以上の成人

【条件の設定】

対象年齢引き下げの条件は、以下のように設定致します。

- ① 利用者本人の医療的ケア度（人工呼吸器使用、胃ろう等）、家庭事情等により在宅での介護継続が困難で、他に入所できる施設がない。
- ② 18歳未満の児童の受け入れを行っている施設に入所している場合、その施設を退所後の生活に目途が立っておらず、かつ利用者本人の医療的ケア度、家庭事情等により、いかなる障がい福祉サービスを利用しても在宅介護移行が困難である。
- ③ 当院での体制が整うまでは、特別支援学校高等部への入学及び教育を受けることが困難であることを承諾できる。

※③については、今後岩手県教育委員会等と教育体制の整備について検討を予定しております。

【適用時期】

令和3年4月21日より適用開始と致します。